

平成27年第19回教育委員会定例会

開会年月日 平成27年10月9日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
同 委 員 外 松 和 子
同 委 員 安 藏 誠 市
同 委 員 長 島 良 介

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成26年陳情第5号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告

その他

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 10時55分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	中 村 哲 明
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	伊 藤 安 人
同 学務課長	山 崎 泰
同 施設給食課長	三ッ橋 由 郎
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	小 暮 文 夫
こども家庭部こども施策企画課長	柳 橋 祥 人
同 保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	近 野 建 一
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	中 里 伸 之
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター所長	吉 岡 直 子

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部学校教育支援センター所長 風 間 康 子

教育長

ただいまから平成27年第19回教育委員会定例会を開催する。
本日は傍聴の方が3名いらしている。

教育振興部長

本日、学校教育支援センター所長は欠席させていただいているので、どうぞよろしく
願います。

教育長

よろしく願います。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、陳情 10 件、協議 1 件である。

- (1) 平成 19 年陳情第 4 号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成 23 年陳情第 4 号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成 23 年陳情第 19 号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成 23 年陳情第 20 号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成 25 年陳情第 8 号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成 25 年陳情第 9 号 都市計画道路補助 135 号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成 26 年陳情第 1 号 都市計画道路補助第 135 号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成 26 年陳情第 2 号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕

教育長

初めに陳情案件である。

継続審議中の陳情 10 件のうち、陳情(1)平成 19 年陳情第 4 号から陳情(8)平成 26 年陳情第 2 号までの 8 件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら 8 件の陳情については、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

- (9) 平成 26 年陳情第 5 号 東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成 27 年陳情第 6 号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕

教育長

次の陳情案件である。

平成 27 年陳情第 6 号「情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の

充実・発展を求める陳情」である。この陳情については、追加の署名が提出された。事務局より報告をお願いします。

事務局

10月5日に追加の署名を受領した。407名分が追加され、合計1,267名となった。

教育長

今、追加署名の読み上げのあった陳情(10)平成27年陳情第6号と、陳情(9)平成26年陳情第5号「東京都特別支援教育推進第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業の経過を公開させ、情緒障害等通級指導学級における教育の充実・発展を求める陳情」は、関連する内容のものなので、本日、あわせて審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

以上、2件の陳情案件については、本日新たに資料が提出されている。事務局より資料の説明をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

丁寧な説明をありがとう。

さて、陳情に関する資料ということで、再確認も含めて資料1の説明をしてもらった。本日は陳情の審査ということなので、平成26年の陳情第5号と平成27年の陳情第6号をお手元に置いていただきながら、今の資料にも絡めてご質問、ご意見をいただければと思うので、よろしくをお願いします。

それでは、ご意見、ご質問をどうぞ。

長島委員

資料1の2番のところで、目黒区と北区のメリットが書かれているが、デメリットはあったのか。

学務課長

デメリットについては、あまり多くのことは書かれていないが、一つ、具体的に、ガイドラインの中にも書かれていた内容があるのでご紹介する。先ほどの説明の中で、巡回指導の教員が在籍校の学級へ行くので、学級の担任とのコミュニケーションが図れる

という話をした。その中で、モデル事業実施前にはできるかと思われていたが、実際にはできなかったことがある。巡回指導の先生が在籍校に行って特別支援教室の授業を行う。そこで、専門の先生が子供に対して、特別な指導や教育を行う。これを、実際に学級担任が生で見られると、より効果が上がるということが期待されていた。しかし、モデル事業を実施した中では、巡回の先生が在籍校に行って特別支援の授業を行っている最中には、学級担任は自分の授業があるため、特別支援の授業を生で見ることができず、その点については難しい部分があるという課題が残ったという報告が書かれている。

長島委員

ということは、コミュニケーションはとれるが、授業は見られないということか。

学務課長

今、申し上げたことは、特別支援教育の指導内容になる。巡回指導の教員は、むしろ在籍校において、子供が普段、在籍する通常学級の担任と学級の様子を見ることはできるはずであり、この点は十分効果があったということは確認している。

長島委員

ありがとう。

教育長

ほかにいかがか。

外松委員

まず、今、資料を説明していただいたの感想なのだが、現在行われている特別支援の通級指導学級が、いろいろな意味でかなりよい方向にいくという印象を受けた。

質問だが、現在、練馬区では、情緒障害等通級指導学級に通っている子供たちはどの程度いるのか。また、通級指導学級には通っていないが、そのような障害があるとされている子供の数がどの程度いるのかをお伺いできればと思う。

学務課長

まず、練馬区的情緒障害等の通級指導学級は8校ある。こちらに通っている子供の数としては、今年の5月1日現在、区内で281名である。

次に、通級学級には通っていないが、情緒障害等をもつ児童が通常学級のクラスの中にどの程度いるのかというご質問である。こちらについては、まず、東京都と文部科学省が行った調査について説明させていただきたい。文部科学省が平成24年に公表した調査の中で、通常学級の中で特別な支援が必要な子供たちについての調査を行っている。これは、抽出方式による、学級担任の先生に対するアンケートであったため、担任の先生からご覧になって、特別な指導が本当は必要なのではないかと思われる子供はどの程度いるのかという質問であった。こちらの結果では、小学校では約7.7%がクラスの中にいるのではないかということであった。1割まではいかないが、それに近い数字はいる

のではないかという結果が出ている。この後、東京都でも平成26年に調査を実施した。こちらは、基本的な調査対象は学校長であった。学校長に対して同様の形で調査を行ったところ、通常の学級に在籍している子供のうち、このような発達障害の可能性がある子供たちがどの程度いるのかということについて、東京都の調査では約6.1%ということで、こちらも1割よりは少ないが、一定数、学級の中にいるのではないかということが捉えられている。

また、先ほど説明したモデル実施区の目黒区と北区では、3年間特別支援教室の事業を行った。通級型から特別支援教室に変わった結果、対象となる子供がどの程度増えたのかということが大体把握できた。今まで通っていた子供たちの約2倍程度に増えてきているという報告が出ているところである。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかにご意見、質問はないか。

外松委員

先ほど、東京都が実施した調査におけるパーセンテージについても話があったが、3年間かけて練馬区内の全小学校に特別支援教室を設置していくということは、つまり、本区においても、確実に毎年かなりの数の支援が必要な児童が各校にそれぞれ在籍しており、しかも、それが近年少しずつ増えていると捉えてよいということか。

学務課長

現在、対象となる子供たちが各校にどの程度いて、今後どのように推移していくのかというご質問である。まず、今年5月1日に通級指導学級に在籍した281名の子供たちが、各校で見た場合にどの程度いるのかということである。全体の数としては300名近い数であるが、これを65校で割った数が平均ということにはなる。個別に見ていくと、学校によってばらつきが実際にはある。多いところでは十数人、学校の中に対象となる子供がいるというケースはある。また、一方で、通級の学級に通っている子供が1人や0人というケースも現在ある。ただし、そのような学校は少数である。現状では、ほとんどの学校に対象となる子供たちがいるという状況にある。

今後、これが増えていくのかという点については、東京都が、今回、第三次計画のもとで事業を行っているが、第三次計画を行うに当たって、今後の障害児の推計を行っている。その中で、今後の推計に関して言うと、いろいろな障害のうちで、特に情緒障害については、10年先を見越した場合、それは計画を作ったころなので、平成22年度から32年ぐらいを見ていたものだが、この事業の対象となる子供たち、現在の情緒障害等の通級指導学級に通っている子供たちが、どの程度増えるかについては、倍ぐらいになるのではないかと推計を出している。

また、特別支援教室を行うことで、使いやすさや利便性が向上するので、保護者の八

ードルも下がるということを考えると、増えることは間違いないと考える。

教育長

ほかにいかがか。

では、私から、陳情に即して幾つか質問させていただく。

26年の陳情第5号の陳情項目の第1項目めであるが、都の4地区で行われている特別支援教室モデル事業について、成果・課題を公開して、東京都に意見を上げてほしいという内容である。先ほど経過も含めて抽出して説明があったが、この項目についてはどのように理解すればよいのか。

学務課長

モデル地区4地区は、東京都が指定して、3年間かけて行ってきた。3年間の成果・課題 課題については表現が少ないという部分はあるが、3年間の結果について、ガイドラインにさまざまな資料とともにまとめて、それを各自治体に対して情報提供がされた。さまざまな関係者がいるので、その意見を上げられるように 東京都に意見を上げるのは練馬区教育委員会ということになるかと思うが、上げられるようにしてほしいということがあるが、これは、練馬区がこれから事業を実施していく際にもそうだが、各4地区においては、それぞれ住民周知、例えば、モデル事業実施を行うに当たっても、4地区では、区報などの広報等で住民周知も行っている。また、必要な保護者への説明や、あるいは、学校側とも打ち合わせをしながら行っており、住民を含めた意見をくみ上げながら、モデル事業を実施してきていると捉えている。

教育長

この点については、既に今年の春にガイドラインが出され、内容については公表されているわけである。よって、基本的には、今さら東京都へ意見を上げるという段階ではないと理解してよろしいか。

学務課長

今、教育長がおっしゃったとおりである。成果・課題については十分に公開されている状況にあり、今年の春に既に全部の区市町村にこの情報は公開されているため、今の段階では、意見を上げるという状況ではないと考えている。

教育長

次に、陳情内容の2項目めである。先ほど、資料1の3で説明していただいた内容と絡むと思うが、現行の通級制度を維持・拡充しながら、この特別支援教室も充実してほしいということで、東京都へ意見を上げてほしいと要望されている。この辺については、通級制度と特別支援教室制度を並列してそれぞれを充実させることを求める意見だと思うが、これについてはどのような見解をもっているか。

学務課長

先ほどの資料の中でも説明したが、通級制度と特別支援教室は、同時に並置するものではないと考えている。したがって、現在の通級制度を含めて、特別支援教室の制度に置きかえる作業になると考えている。現行の制度を維持・拡充させるとなると、なかなかこの要望に沿うことは難しいと考えている。

教育長

陳情第5号の3項目めにある「これまでの『情緒障害等通級指導学級』の存続と通級指導教育のますますの充実・発展」というのは、今申し上げたことと同じと理解してよろしいか。

学務課長

こちら、陳情内容の文章を読む限りでは、通級指導学級そのものを存続させてほしいということが文章の意味かと考えている。よって、今、練馬区教育委員会が考えている特別支援教室の事業の進め方とは、少し相入れない部分がある。

教育長

また、27年陳情第6号の陳情項目の1項目について。これは、練馬区で特別支援教室事業を実施するに当たっては、引き続き、指導効果があった通級指導学級の考え方を行えるようにしてほしいというのが1項目めの内容だと思うが、先ほどの陳情第5号とはニュアンスが違うように思える。その辺はいかがか。事務局としてはどのように考えているか。

学務課長

平成27年陳情第6号については、平成26年陳情第5号と同様に、通級指導学級での指導の存続ということで、学級の存続を求めているとタイトルからは読める。その一方で、平成27年陳情第6号の陳情内容の1番に関しては、通級学級で効果を上げてきたさまざまな内容について引き続き行ってほしいということが書かれている。ただし、文章の中には、通級学級での指導ということで、引き続き通級指導学級があることが前提として書かれていると事務局としては感じている。通級指導学級で積み重ねてきた指導内容については、これを尊重して、新しい制度の中に生かしていこうとは思っているが、通級学級そのものを残すということであると、若干、私どもと考え方は異なると感じている。

教育長

なるほど。

陳情項目の2項目めとして、一律に特別支援教室を実施するのではなく、ある意味では、子供たちが選択できるようにしてほしいとある。これも今、課長がおっしゃったように、きっと、通級指導学級を残すという前提に立っておっしゃっているのだろう。

学務課長

平成27年陳情第6号の内容全体から感じることは、通級指導学級と特別支援教室を併存してほしいということ趣旨としてお持ちなのではないかと、事務局としては感じている。併存している中での選択ということになると、若干私たちと考えていることは違うと思っている。内容として、新しい特別支援教室制度の中では、在籍校の中での指導を大前提とはしている。ただし、その一方で、在籍校で指導を行うことが、その子供にとってよくないケースはあり得ると考えている。このような場合には、通級指導の形はあり得るとは思っているが、陳情内容が、保護者が併存している仕組みの中から自由に選択するということ指しているとするれば、若干、考え方は異なる。

教育長

3項目めとして、3年間かけて導入することを拙速に進めるなという内容である。先ほどの説明では、練馬区としては3年間で全校に特別支援教室を実施するということがあった。これも、ある意味では、違うということか。

学務課長

3項目めについては、具体的には指導体制や教室環境、指導方法などについて慎重に検討を進めてほしいという文章になっている。私どもは、昨年来、特別支援教室事業について慎重に検討を進めてきており、現在も引き続き慎重に検討を進めているという認識でいる。学校の校長先生、これは特別支援学級の設置校、非設置校を含めてであるが、また、学級の担任も含めた形で、今、検討を内部で行っているところである。その検討内容は指導体制や教室環境の整備、指導方法などである。計画については3年間で実施したいと考えており、現在は28年4月実施に向けた準備を行っているところである。また、これは新しい事業になるので、事業を実施しながら新たな課題が見えてくることもあると思うので、検討は引き続き行っていき、改善を加えながら、事業を進めていきたいと考えている。

教育長

4項目めの、非常勤教員、あるいは、教員免許を有する支援員を最低1名以上配置してほしいという、人力的体制についてはどうお考えか。

学務課長

人員体制の要望である。具体的に、非常勤教員あるいは教員免許を持っている人の配置を求める内容であるが、趣旨は、人員体制を整えてほしいということだと考えている。そもそも、特別支援教室事業の実施に当たっては、東京都は、教員配置については、これまでの情緒障害等通級指導学級と同じ基準で教員を配置する方法をとっている。さらに、それに加えて、特別支援教室のために、専門の非常勤の支援員を各学校に置くことを予定している。これに加えて、発達心理等の心理の専門職による巡回を各学校に対して年10回行うことが制度のフレームとなっているので、体制の充実はある。

その上で、練馬区の場合には、設置に3年間かかる。自治体によっては、小学校の数が少ないと、1年間で全校に設置することが可能な自治体がある。練馬区は3年間どう

してもかかってしまうという特殊な事情があるため、現在の情緒通級の形の指導を行いながら、特別支援教室が増えていくことになる。過渡期は存在するので、そのような意味で、事務局としても、人員体制を少し増強する必要があると認識している。そこで、現在、少し人員の手当てができるように、予算要望を行い、内部で検討を行っているところである。

教育長

今、陳情に即して質問をさせていただいた。本日の資料に出た内容でも結構であるし、陳情の内容についてでもよいが、ご意見、ご質問があれば、お出しいただきたい。

外松委員

平成27年陳情第6号の1番について。これまで情緒障害等通級指導学級で指導効果を上げてきた小集団指導ができなくなるのではないかと陳情では述べられている。この先3年の計画の中で、各校に特別支援教室が設置されたときには、小集団指導は、予想としてはどのようなになるとお考えなのか。

学務課長

1行目にある小集団指導が今後どのようなになっていくのかという点である。まず、現在の数で申し上げても、学校ごとにこの支援が必要な子供、情緒障害等通級指導学級に通っている子供の数には、ばらつきがある。十数人いる学校もあれば、1人や2人というケースもある。これを一つ前提とするが、まず、子供に対する指導内容の考え方については、その子供によって必要な指導内容はそれぞれ違うと私も捉えている。ある子供については、小集団指導と個別の面談形式の指導とを、両方組み合わせる場合がある。これは現在もそのように行っている。その一方で、小集団指導が不要な子供もあり、個別指導だけを行っている子供もいる。そうすると、この子供について言えることは、例えば、週1回、1コマだけ先生と2人で勉強するために通級指導学級へ来る場合もある。その子供によって状況は異なる。また、情緒障害等の通級指導学級に来ている子供たちは、基本的には知能の遅れはない子供たちであり、一部分のアンバランスさの課題を抱えている子供たちなので、そこに集中的に指導のアプローチをかけることによって徐々に改善され、情緒通級での指導、あるいは新制度の特別支援教室の指導が不要になるケースがある。徐々に通級の回数が減り、コマ数も減ってくる。そして、最後は通級指導学級や特別支援教室に来なくてもよい状況になる。そのような性質のものである。そのような前提の上で、その子供によっては確かにこの後も小集団等の指導が必要になる場合があると思う。そのように判断をし、さらに、特別支援教室を設置した学校の中で、そのような子供たちが何人もいて、必要があれば、小集団等の指導を行うというのが基本的な考え方になる。

その一方で、現在の状況でも、学校によってはその子供の数が少ないケースがある。例えば、1人しかいないようなケースになると、学校の中での特別な小集団指導が難しいということは実際に起こると思う。小集団指導とは、ソーシャルスキルトレーニングを行うために小集団を使っていく考え方である。対人関係に関するスキルを身につける

方法には、集団で実施する方法と個別に実施する方法の両方があるが、まず、個別の方法でそれを解消できないかということを考える。個別の方法を行った上でも、やはり子供たちの集団の中でそういったトレーニングをしなければいけないという判断になれば、そこで方法を考えることになる。そうすると、もし特別な支援の必要な子供が少ない学校の子供でそういったケースが出た場合には、グループ校の中で調整を行い、これはやはり通級形式になってしまうが、通級形式で行うことも場合によっては必要かと現在は考えている。

外松委員

今、お話を伺って、今回の取組は一人一人に応じて、柔軟に対応することを考えているものであると感じた。ありがとう。

長島委員

平成27年陳情第6号の陳情趣旨の下のほうに、支援教室の教室環境や教材、教具の不備とともに、経験のある教員を中心とした複数での指導体制がとれなくなるということが書かれている。また、一番下の5行で、通級だから通えるが自校だと通えなくなってしまうということが書かれている。これは事実なのか。どのように考えているのか、教えていただきたい。

学務課長

まず、1点目の、環境の整備については、特別支援教室の設置に向けて、学校側とまず場所の確保に関する協議を既に進めている。また、教材等は、各特別支援教室を設置する学校に必要な教材等を準備していくということを予定しているので、現在の情緒通級等の学級の設備等には大きな変更はない環境の中で、子供たちは指導を受けることができると考えている。

また、一番下のほうに書かれている、通級だから通えるという話については、先ほどの説明の中で何回か触れていることにはなるが、子供によっては確かに、在籍校で指導を受けることによって教育的な効果が得られないとか、あるいは、本人の心理的な負担がさらにかかってしまうようなケースもある。そういった子供はいると思っている。その前提で、必要があれば、通級の形で指導を行った方がよいと考えているので、考え方としては大きな変更はないと考えている。ただし、多くの保護者が送り迎えの負担を感じているという声は、実際、私どももよく聞く。そのようなことを考えると、自分の地域の学校で指導を受けられるメリットは、保護者の方にとっては大きいのではないかと予測している。

教育長

ほかにあるか。

なかなか難しい陳情だとは思う。お諮りをしたいのだが、いつまでも陳情をそのままにしておくこともできないので、一定の判断をする必要があるものについては判断をしていきたいと思っている。

本日、いろいろとご意見をいただく中で、平成26年の陳情第5号については、既にモデル事業も終わっていて、ガイドラインも発表されているということ、そしてまた、陳情の趣旨が、通級指導学級を充実・発展させてほしいということで、今、課長から話があったが、これから、いわゆる特別支援教室に転換をしていくのだという状況とは真っ向から相反する内容になっている。このため、平成26年陳情第5号については一定の判断をさせていただけないかと思っている。

一方、平成27年陳情第6号についても、一つ一つの項目を見ていると、今、長島委員からも質問があったように、やはり同じような考え方にはあるわけである。ただし、先ほどから話しているように、我が区については3年をかけて移行することになっているので、その中でこれから行っていかなくてはいけないこと、そしてまた、検討しなくてはいけないこと、整備について過渡的に対応しなくてはいけないことが、さまざまあると思う。そこで、平成27年陳情第6号については、継続して皆さんとの協議をこれからも続けていけたらよいと、教育長としては思っているところである。

そのようなわけで、扱いとしては、平成26年陳情第5号については、この際判断をさせていただき、平成27年陳情第6号については、引き続き経過を見ながら、さらに検討を深めていくという意味で、継続とさせていただくということで、いかがか。もしご意見があれば、お示しいただきたい。

安藏委員

今、いろいろと説明をお聞きして、この新しい制度の中でのデメリットは非常に少ないという印象を受けた。平成26年陳情第5号の趣旨は、基本的な制度を変えることに對する反対のご意見なので、そういった意味では、今、教育長が話されたように、ここで決めてよろしいのではないかと思う。

教育長

ほかの皆さんはいかがか。

長島委員

私も同じで、心配されていることが事実かどうかは、やってみないとわからないと思う。陳情の中で心配されていることは、このようないろいろな問題が起こるからやめてほしいということであるが、これはやってみないとわからない。また、例えば、対象の児童が倍になったり、利用者が増えたり、また、送り迎えの負担を軽減できるなど、よい点やメリットもかなり出ている。それも他区と同じようになるかどうかは、やってみないとわからないとは思いますが、ぜひ進める価値はあると思うので、教育長がおっしゃったような形でよろしいと考える。

外松委員

私も、今のお二人の委員と同じ考えである。特に現在、通級指導学級へお子さんを通わせることができているご家庭は大丈夫だと思うが、我が子にもそのような個別の指導が必要なのだと認識していても、実際問題、送り迎えのことがあるため通級をさせられ

ないというご家庭も、かなりの数があるのではないかと思う。3年間をかけて練馬区の場合は移行していくので、その様子を見ながら検討することができる。先ほどもいろいろな柔軟な対応について、資料の4番のところでご説明をいただいている。今の段階では、全て通級指導学級がなくなるということではなく、その子供に応じて、時にはそのような配慮も必要であるということが委員会のスタンスなので、これは進めるべきであると思う。

教育長

それでは、平成26年陳情第5号については、これは制度そのもののことをおっしゃっていて、通級指導学級をとにかく充実・発展させてほしいという内容であり、今となってはほとんど相入れない内容であるため、平成26年陳情第5号については不採択とさせていただきます、平成27年陳情第6号については、今、各委員からお話があったように、もう少し経過を見ながら議論を深めてまいりたいということで、継続とさせていただきますが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議(1)平成27年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。この協議案件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思う。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、この協議案件については継続とする。

(1) 教育長報告

その他

その他

教育長

次に、教育長報告である。
本日はあらかじめ提出されている報告はない。
事務局から何かその他の報告はあるか。

事務局

特になし。

教育長

各委員から何かあるか。よろしいか。
それでは、以上で第19回教育委員会定例会を終了する。